

特定非営利活動法人ミルフィーユ小児がんフロンティアーズ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ミルフィーユ小児がんフロンティアーズと称する。英名

はMillefeuille Childhood Cancer Frontiersとし、英名略称をMCCFとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県千葉市美浜区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、小児がんの子どもと小児がん経験者(がん治療終了者)およびその家族に対

し、自らの疾患に関する知識、そしてより明るい将来を築くために必要な知識を得る機会を設け、社会に対しても小児がん経験者とその家族への理解を深めるための働きかけ、また小児がん医療向上に向けた支援を行うことで、医療福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 小児がん経験者への支援事業
- (2) 小児がん経験者の家族への支援事業
- (3) 一般向けの啓発事業
- (4) 小児がん医療の向上のための研究と活動を支援するための基金事業
- (5) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- 2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を求めない。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し

込むも

認めな

のとし、理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を
なければならない。

3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金と会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が以下の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が以下の各号に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することが
で

きる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の
機会を

与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会、監事は総会において選任する。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため監事を緊急に選任す
る必要

があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することが
で

きる。この場合においては、その理事会開催後最初に開催する総会において承認を受け

なければならない。

- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1

人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員
の総

数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたとき
は、理

事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人
の業務

を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 2) この法人の財産の状況を監査すること。
- 3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- 4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- 5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日
後最

初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任
者の

任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を
行わな

なければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、任期期間中の在任理事の3分の1を超える者が欠けたときは、
遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の、監事は総会の議決により、

これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合、議決の前に当該役員に弁明の機会を
与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、報酬を受けない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告および決算
- (5) 役員の報酬等
- (6) 監事の選任及び解任

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から
30

日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁

的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につ

いて、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任
することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2
号及
び第50条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わ
ること
ができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名又は署名し、押印しなければならない。
3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
1. 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 2. 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 3. 総会の決議があったものとみなされた日
 4. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の選任および解任並びに緊急時における監事の選任
- (3) 理事の職務
- (4) 入会金および会費の額
- (5) 会員の除名
- (6) 資産の管理の方法
- (7) 借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) 清算人の選任
- (9) 残余財産の帰属
- (10) 事務局の組織および運営
- (11) 総会に付議すべき事項
- (12) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (13) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以

内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電

磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又はその理事会において出席した理事の中から選出する。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と
する。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名又は署名し、押印しなければならない。

3.前2項の規定に関わらず、理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1.理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

2.前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

3.理事会の決議があつたものとみなされた日

4.議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産および会計

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金および会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数

による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。（法第25条第3項に規定する事項を変更する場合）

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾

を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(清算人の選任)

第52条 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)するときは理事会において清算人を選任する。または選任しない場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会で定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に書面又は電磁的記録として掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局、顧問・相談役

(事務局の設置等)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織および運営に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第57条 この法人は顧問、相談役を置くことができる。

1 顧問、相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

2 顧問、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

3 顧問、相談役は理事会における議決権を有しない。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年4月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、賛助会員については、毎年一口以上とし、年によって変動しても構わないものとする。
- | | | |
|----------|------|--------------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 1,000円 |
| | 会費 | 年1,000円 |
| (2) 賛助会員 | (個人) | |
| | 会費 | 年一口当たり2,000円（一口以上） |
| | (団体) | |
| | 会費 | 年一口当たり5,000円（一口以上） |

別表 設立当初の役員

理事長	井上 富美子
副理事長	中川原 章
副理事長	小川 純子
理事	今江 幸子
理事	太田 節雄
理事	沖本 由理
理事	落合 秀匡
理事	小原 美江
理事	恩田 和美
理事	小森 功夫
理事	篠宮 正樹
理事	角南 勝介
理事	伊達 裕昭
理事	土屋 津以子
理事	早川 恒雄
理事	菱木 知郎
理事	古市佳代子
理事	松山 旭
理事	室井 健一
監事	福瀧 健一
平成29年6月4日	一部改訂
平成30年6月3日	一部改訂
令和1年12月4日	一部改訂